

「避難場所」と「避難所」の違い

「避難場所」と「避難所」の明確な違いをご存知ですか？名前は似ていますが災害時に命を守るための役割が違います。いざというときに迷わないよう、今のうちに確認しておきましょう！

風水害緊急避難場所

有度生涯学習交流館

風水害から命を守るために緊急的に避難する場所です。
対象となる地区に「高齢者等避難」など避難に関する情報を発表した場合に開設します。

イメージ図



地震緊急避難場所

長崎新田スポーツ広場
新草薙公園
有度一小 校庭
有度二小 校庭
第七中学 校校庭 など

地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

※災害の危険が去るまで身を安全に保つための場所なので基本的にはそこで生活を続けることはできません。

イメージ図



指定避難所

有度一小、有度二小
七中など

災害によって自宅で安全に過ごすことができなくなった住民が、一時的に協同生活をするための場所です。学校や交流館などの公共施設が指定されています。

イメージ図



※安全が確認された建物内で、食事や寝泊まり、情報の提供などが行われます。

福祉避難所

福祉避難所は災害時にすぐに開設するものではなく静岡市の判断に基づき開設される

地震や風水害その他の災害が発生した際、体育館などの避難所での生活において特別な配慮を必要とする方を対象とした二次的な避難所です。

イメージ図



※福祉避難所の受入れの対象となる方は静岡市が決定します。ご自身で直接福祉避難所へ避難しても受入れすることはできません。

出典：静岡市 HP